

令和5年 第16回

令和5年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会

議 題

議案第53号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第54号 選挙人名簿に登録する者について（12月定時登録）

議案第55号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

その他

○勉強会 選挙人名簿について

次回開催日	令和6年1月19日（金）9：30～	区長応接室
	10：00～12：00	市・区選管研修会
次々回開催日	令和6年2月20日（火）10：00～	区長応接室

## 議案第53号

### 選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 757人      |
|   | 内訳        |           |
|   | 死亡者       | 52人       |
|   | 国籍喪失者     | 0人        |
|   | 市外転出者     | 704人      |
|   | 登録移転者     | 1人        |
|   | 誤載者       | 0人        |
|   | 一般誤載者     | 0人        |
|   | 重複登録者     | 0人        |
|   | 住民票職権消除者  | 0人        |
|   | 判決の確定による者 | 0人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和5年12月1日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	23	366	0	389
女	29	339	0	368
計	52	705	0	757

## 議案第 54 号

選挙人名簿に登録する者について(12月定時登録)

令和5年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

- 1 登録する者の数 2,471人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和5年 12 月1日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,282	1,189	2,471

(根拠)公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調(令和5年12月1日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和5年9月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		73,890	95,781	169,671
(a)以後の 抹消者数	(イ) 死亡のため	149	169	318
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	929	972	1,901
(e)	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	0	1	1
※(c)以後 ではない	(ニ) 誤載のため	( 0 ) 0	( 0 ) 0	( 0 ) 0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-( )	1,078	1,142	2,220
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		522	638	1,160
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		664	800	1,464
今回(令和5年12月1日) 追加登録者数 (h)		1,282	1,189	2,471
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		73,952	95,666	169,618
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調(令和5年12月1日現在)

指定在外選挙  
投票区名

大名

投票区

男女別		男	女	計
区分				
令和5年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		54	93	147
(a)以後の抹消者数 (b)		1	1	2
(a)以後の追加登録者数 (c)		0	1	1
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		53	93	146
備 考				

## 投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,966	4,620	8,586
2	春吉第二	2,762	3,420	6,182
3	警固第一	3,290	4,909	8,199
4	警固第二	3,115	4,199	7,314
5	大名	1,298	1,646	2,944
6	赤坂	3,871	5,142	9,013
7	舞鶴	3,814	4,449	8,263
8	箕子第一	3,707	4,567	8,274
9	箕子第二	1,658	2,268	3,926
10	当仁第一	3,692	4,730	8,422
11	当仁第二	2,230	2,944	5,174
12	南当仁第一	2,944	3,626	6,570
13	南当仁第二	2,782	3,266	6,048
14	南当仁第三	1,804	2,128	3,932
15	高宮	4,550	6,458	11,008
16	一本木	3,357	4,804	8,161
17	平尾	2,819	3,547	6,366
18	草ヶ江	3,054	4,138	7,192
19	小笹	1,708	2,093	3,801
20	梅光園	1,515	1,966	3,481
21	福浜	1,616	2,401	4,017
22	小笹南	3,914	4,689	8,603
23	笹丘	3,202	3,815	7,017
24	薬院	4,206	5,927	10,133
25	六本松	3,078	3,914	6,992
	合計	73,952	95,666	169,618

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	4年12月 (A)	5年3月	5年6月	5年9月	5年12月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,510	8,493	8,513	8,619	8,586	76
2	春吉第二	5,976	5,969	5,976	6,130	6,182	206
3	警固第一	8,193	8,175	8,211	8,237	8,199	6
4	警固第二	7,276	7,238	7,202	7,250	7,314	38
5	大名	2,989	2,980	2,978	2,966	2,944	▲ 45
6	赤坂	8,876	8,908	8,930	8,973	9,013	137
7	舞鶴	8,275	8,311	8,239	8,295	8,263	▲ 12
8	箕子第一	8,192	8,256	8,294	8,292	8,274	82
9	箕子第二	3,890	3,880	3,872	3,941	3,926	36
10	当仁第一	8,499	8,479	8,411	8,439	8,422	▲ 77
11	当仁第二	5,011	5,027	5,016	5,131	5,174	163
12	南当仁第一	6,564	6,557	6,592	6,589	6,570	6
13	南当仁第二	5,982	6,035	6,019	6,046	6,048	66
14	南当仁第三	3,910	3,898	3,876	3,949	3,932	22
15	高宮	10,725	10,671	10,767	10,914	11,008	283
16	一本木	8,112	8,117	8,151	8,201	8,161	49
17	平尾	6,352	6,374	6,387	6,387	6,366	14
18	草ヶ江	7,116	7,139	7,166	7,172	7,192	76
19	小笹	3,834	3,818	3,826	3,807	3,801	▲ 33
20	梅光園	3,488	3,484	3,469	3,496	3,481	▲ 7
21	福浜	4,087	4,063	4,052	4,033	4,017	▲ 70
22	小笹南	8,654	8,647	8,573	8,652	8,603	▲ 51
23	笹丘	6,715	6,848	6,961	7,032	7,017	302
24	薬院	9,869	9,863	9,946	10,116	10,133	264
25	六本松	6,963	6,953	7,002	7,004	6,992	29
	合計	166,398	168,183	168,429	169,671	169,618	3,220

## 議案第55号

### 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和5年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数  
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日  
令和5年12月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。